

Q8 被保険者が亡くなったのですが、相続人は遠方に住んでいるため、ポストに投函された支給申請書や支給決定通知書を受け取ることができません。どのような手続きができますか？

A8 支給申請書や支給決定通知書などは、原則、被保険者の住所地（住民基本台帳上の住所）に送付しています。

ただし、個別の事情により、送付先の変更（被保険者の住所地（住民基本台帳上の住所）以外への送付）を希望される場合は、お住いの市(区)町の後期高齢者医療担当に、ご相談ください。